



- I. インドネシアにおける汚職防止の最新事情
- II. ドッド・フランク法に基づく内部通報者に対する報奨金の支払い
- III. FIFA 事件・RICO 法・経済犯罪

2015 年
6 月号

I. インドネシアにおける汚職防止の最新事情

執筆者: 平尾覚、吉本祐介

2015 年 5 月 28 日、当職らは、在インドネシア日本国大使館において、ジャカルタジャパンクラブの会員企業向けに、汚職防止に関するセミナーを行いました。このセミナーには、インドネシア汚職撲滅委員会(KPK)のディレクター及びジャカルタのタンジュン・プリオク港税関の内部コンプライアンス部門長にも講師としてご参加いただきました。本ニューズレターでは、セミナーにおいて説明されたインドネシア税関における汚職防止のための取り組みを紹介したいと思います。

輸出入通関は、各国で贈賄のリスクが高い分野の一つであり、インドネシアも例外ではありません。当職らも、インドネシアでの輸入通関に際して、税関職員から金銭支払いの要求を受けたなどといった相談を受けることがしばしばあります。原料や部品を輸入に頼る製造業などにとっては、税関、特にジャカルタ周辺の輸出入を一手に担うタンジュン・プリオク港税関における汚職の蔓延は頭が痛い問題となっています。KPK もこの状況を認識しており、当職らと KPK のディレクターがセミナー準備のための打ち合わせをする中、KPK の側から、税関の担当者をセミナーに招き、税関における汚職防止のための取り組みを紹介させることが提案されました。

KPK は、税関と協力して汚職撲滅に向けた取り組みを進めており、具体的には以下のような活動が行われています。

- ・ 通関に際しての申請を電子化すると共に、費用などの支払いも銀行送金とし、贈収賄の機会を無くす。
- ・ 税関内に監視カメラを設置し、不正を抑止すると共に、万一贈収賄がなされた場合の証拠とする。
- ・ 贈収賄が発覚した場合に、収賄に関与した職員を厳格に処罰すると共に、贈賄を行った企業との間で汚職防止のための覚書を締結し、贈賄を繰り返さないように圧力を掛ける。タンジュン・プリオク港税関は、既に 92 社との間でこのような覚書を締結しているそうです。
- ・ 贈賄の要求を拒絶、記録及び報告(Tolak, Catat, Laporkan)する TCL プログラムを推進する。贈賄を要求された企業が税関当局に報告を行う方法としては、タンジュン・プリオク港税関内の内部コンプライアンス部門を直接訪問して報告する方法のほか、電話、ファクシミリ、電子メール、ブラックベリーメッセージによる通報、ウェブサイト(kpubeacukaipriok.net)を通じた通報など多様な方法が用意されています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

腐敗が蔓延していると受け止められがちなインドネシアの税関ですが、汚職撲滅のための取り組みが着実に進められています。セミナーにおいて、タンジュン・プリオク港税関の内部コンプライアンス部門長は「汚職撲滅には、企業の協力が不可欠である」旨繰り返し強調しており、企業としても、賄賂を要求された場合には、「賄賂を支払わなければインドネシアでビジネスはできない」等と言いつけるのではなく、上記の TCL プログラムを積極的に利用するなどして、不正な支払いを毅然と拒絶する必要があると考えられます。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 弁護士

k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手がける。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出などを幅広く手掛ける。

Ⅱ. ドッド・フランク法に基づく内部通報者に対する報奨金の支払い

執筆者：山田将之

本ニューズレター2015 年 4 月号でもお伝えしたとおり、米国では、ドッド・フランク法及び同法に基づく米国証券取引委員会 (SEC) のルールにおいて、内部通報者は、SEC への内部通報の結果、SEC などが罰金や解決金の徴収に成功すれば、徴収額のうち 1 割から 3 割の範囲で報奨金を貰えるとされています。

2015 年 4 月 22 日、SEC は、SEC に情報を提供したある会社のコンプライアンスオフィサーに 140 万～160 万ドルの報奨金を支払うと公表しました。内部通報者保護のため内部通報者が特定されるような情報は公表されておらず、事案の詳細は分かりませんが、SEC のプレスリリースにおけるコメントによれば、経営陣が不正行為によって投資家に損害を与える可能性を認識したにもかかわらず被害を防止するための方策を採らなかったことから、当該コンプライアンスオフィサーは SEC に情報提供を行ったとのこと。

注目すべきは、報奨金が支払われる内部通報者が会社のコンプライアンスオフィサーであるということです。SEC によれば、内部監査やコンプライアンスの責任者への報奨金の支払いは、本件で 2 件目であるとのこと。

「内部通報者」というと、不正行為を認識した現場の社員がまず思い浮かびますが、監査部門やコンプライアンス部門の従業員も、ドッド・フランク法及び SEC のルール上、報奨金の支払いの対象となります。監査部門やコンプライアンス部門の従業員は、その職務として、日ごろから社内不正行為に関する情報を知る立場にあります。社内不正行為の指摘に対する会社としての対応が不十分であれば、監査部門やコンプライアンス部門の従業員に対し SEC に情報を提供するインセンティブを与えることになります。

また、SEC は、2015 年 4 月 28 日に、上記とは別の事案で、内部通報者に 60 万ドル以上の報奨金を支払うと公表しました。当該事案は、SEC が、内部通報者からの情報提供によって明らかになった違法行為について会社を訴追しただけでなく、会社が内部通報者に対して「報復(retaliation)」を行ったことについて会社を訴追した最初の事例でもあります。本事例では、内部通報者が SEC に情報提供を行ったことを知った会社が、当該内部通報者に対し、当時の職責から外すなどの不利益措置を行ったとされています。SEC は、内部通報によって発覚した違法行為に加えて、会社が内部通報者に対して行った不利益措置についても、会社の責任を追及し、その結果、会社は合計 220 万ドルの制裁金を支払うことに合意しました。このように、米国では、内部通報者に対する不利益措置についても厳しい措置が採られています。

日本企業の従業員であっても、SEC の所管する法令の違反(FCPA 違反もこれに含まれます)に関する内部通報については、報奨金支払いの対象となる可能性があり、また、日本企業の米国子会社等において内部通報者に対する不利益措置が行われた場合には、上記のような制裁の対象となる可能性があります。日本企業においても、内部通報・内部通報者への対応にあたってはドッド・フランク法等の規制も意識する必要があります。



やまだ まさゆき
山田 将之

西村あさひ法律事務所 弁護士
m2_yamada@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2012-2013 年、ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

Ⅲ. FIFA 事件・RICO 法・経済犯罪

執筆者:木目田裕

国際サッカー連盟(FIFA)に関しては、ワールドカップ開催地の決定等を巡る汚職等が取沙汰されてきましたが、最近、米国当局が関係者を訴追し、スイスなども積極的な捜査を行い、欧米でも広く報道されるようになりました。この事案は、日本企業の立場から見ると、①the Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act (RICO 法)の活用、②米国法の実質的な域外適用、③スイスから米国への逃亡犯罪人引渡しの 3 点で注目に値します。なお、FIFA 関係者が外国公務員等に該当しないのに、汚職で摘発されたことも一応は注目に値します。もっとも、いわゆる民民の贈収賄は、もともと、米国でも Fraud や FCPA の経理規定違反として処罰され、また日本でも背任罪や会社法上の贈収賄罪(会社法 967 条)等で処罰可能であり、多くはありませんが、実際の摘発例や処罰例もあります。

上記の注目点 3 点のうち、まず②の米国法の実質的な域外適用については、前回のニューズレターでも取り上げましたが、米国連邦最高裁の Morrison 判決や最近の FCPA を巡る下級審裁判例等を踏まえると、制定法における立法者意思や personal jurisdiction の観点から、仮に本件が Plea Bargaining や Deferred Prosecution Agreement での処理とならずに争われることになった場合には、米国裁判所が管轄を肯定するかどうかが目されます。この点、報道によれば、米国内での収賄謀議等もあつたとされているようであり、もしそうだとすれば、属地主義管轄が肯定されるため、米国裁判所の管轄は容易に肯定されてしまうかもしれません。

また、③の逃亡犯罪人引渡しですが、米国 FCPA の事案では英国人の英国から米国への引渡しなどの実例があり、最近、カルテルの事案でも米国 DOJ が積極的に引渡要請を行う意向である等と言われ実例も出始めています。今回の FIFA の件もこうした米国の逃亡犯罪人引渡し手続の積極利用姿勢への変化を示すものなのかもしれません。

最後に①の RICO 法の活用の点ですが、周知のように、RICO 法は、マフィアや薬物カルテルを防圧するために、1970 年に組織犯罪抑制法(the Organized Crime Control Act)の一部として立法化されました。日本もいわゆる組織犯罪対策 3 本で RICO 法をモデルとして組織犯罪処罰法(正式名称は「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」)を制定しており、同法に基づいて、マネー・ロンダリングの処罰や三菱会の闇金融事件における違法収益の剥奪がなされています。米国でも日本でも伝統的に、RICO 法や組織犯罪処罰法は組織犯罪・薬物犯罪対策の手段という固定観念が強かったのですが、例えば、日本の組織犯罪処罰法でも、マネロン罪や違法収益剥奪手法の前提犯罪として、贈収賄や詐欺・横領・背任、不正競争防止法の外国公務員等贈賄の罪が列挙されているように、必ずしも暴力団や薬物密売犯罪等とは関係しない事案であっても、RICO 法や組織犯罪処罰法の適用は可能です。実際、米国でも、クラスアクションや環境被害に係る損害賠償での RICO 法の利用が問題とされている事案もあるくらいです。そのため、当職らとしては、RICO 法や組織犯罪処罰法の観点からも FIFA の事件の動向に注目している次第です。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

セミナー情報

「日本企業に求められる海外ビジネスにおけるコンプライアンス」

日時: 2015年7月1日(水) 14:00~16:30

会場: 三菱ビルコンファレンススクエアエムプラス 1階(東京都千代田区丸の内 2-5-2)

講師: 木目田裕、平尾覚

詳細: http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_17935.html

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2015